第６４号議案

名鉄西尾・蒲郡線鉄道事業再構築事業基金条例の制定について

名鉄西尾・蒲郡線鉄道事業再構築事業基金条例を、次のように制定するものとする。

令和８年９月２日提出

蒲郡市長　　鈴　木　寿　明

名鉄西尾・蒲郡線鉄道事業再構築事業基金条例

別紙のとおり

提案理由

基金を設置し、名古屋鉄道株式会社が運行する蒲郡線に係る鉄道事業再構築事業に必要な経費の財源に充てるため提案する。

名鉄西尾・蒲郡線鉄道事業再構築事業基金条例

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４１条の規定に基づき、名鉄西尾・蒲郡線鉄道事業再構築事業基金について定めるものとする。

（設置）

第２条　地域の重要な公共交通機関である名古屋鉄道株式会社が運行する蒲郡線（以下「蒲郡線」という。）に係る鉄道事業再構築事業に必要な経費（鉄道施設等の維持管理費を含む。以下同じ。）の財源に充てるため、名鉄西尾・蒲郡線鉄道事業再構築事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第３条　基金として積み立てる額は、蒲郡市一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第４条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第５条　基金の運用から生ずる収益は、蒲郡市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第６条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第７条　基金は、蒲郡線に係る鉄道事業再構築事業に必要な経費の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

（雑則）

第８条　この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。